



県章

# 山形県公報

平成30年3月9日(金)  
第2925号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……191
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……192
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……193
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……194
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……195
- 同……………(同) ……196
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………(建築住宅課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第168号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成30年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
に と う べ 内 科	山形市大字松原488番地18	平成29.12.1
オ レ ン ジ 調 剤 薬 局	山形市十日町四丁目7番23号 メディカルプラザ十日町1F	平成30.1.1
ほ ん ま 内 科 胃 腸 科 医 院	酒田市光ヶ丘二丁目4番18号	同
寒 河 江 武 田 内 科 往 診 ク リ ニ ッ ク	寒河江市中央一丁目14番36号	同
鈴 木 歯 科 医 院	長井市四ツ谷一丁目3番2号	同

**山形県告示第169号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
星 川 医 院	尾花沢市新町四丁目1番14号	平成28. 3. 29
に と う べ 内 科	山形市大字松原488番地18	平成29. 11. 30
オ レ ン ジ 調 剤 薬 局	山形市十日町四丁目7番23号	同 12. 31
ほ ん ま 内 科 胃 腸 科 医 院	酒田市光ヶ丘二丁目19番19号	同
武 田 婦 人 科 ・ 内 科 医 院	寒河江市中央一丁目14番36号	同
鈴 木 歯 科 医 院	長井市四ツ谷一丁目3番2号	同

**山形県告示第170号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
医療法人社団悠愛会クリニックメルヘン	訪 問 看 護 訪問リハビリテーション	東村山郡山辺町大字大寺字竹の花1152番地4号	平成14. 3. 31

**山形県告示第171号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
武田婦人科・内科医院	訪問看護 介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	寒河江市中央一丁目14番36号	平成29.12.31
鈴木歯科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	長井市四ツ谷一丁目3番2号	同
ヘルパーステーション ぱれっと	訪問介護 介護予防訪問介護	最上郡真室川町大字平岡字片杉野1692番地の12	同

**山形県告示第172号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人あゆみ	ケアサービス「あゆみの家」 鶴岡市青柳町39番11号	訪問介護	平成29.12.31

**山形県告示第173号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人あゆみ	デイサービス「あゆみの家」 鶴岡市青柳町39番11号	介護予防通所介護	平成29.12.31

**山形県告示第174号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月9日から同月23日まで縦覧に供する。

平成30年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市大字山寺字南院4284番1から		旧	18.5メートル	28メートル
同 4284番3まで			4.5	
同	上	新	19.2メートル	27メートル
			4.5	

**山形県告示第175号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月9日から同月23日まで縦覧に供する。

平成30年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡中山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
天童市大字長岡字平段145番2から		旧	7.7メートル	314メートル
同 清池字中道158番2まで			7.1	
天童市大字長岡字平段145番1から		新	12.0メートル	同上
同 清池字中道158番まで			11.1	

**山形県告示第176号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月9日から同月23日まで縦覧に供する。

平成30年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市大字山寺字南院4284番1から  
同 4284番3まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月9日

**山形県告示第177号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月9日から同月23日まで縦覧に供する。

平成30年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 長岡中山線
- 2 供用開始の区間 天童市大字長岡字平段145番1から  
同 清池字中道158番まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月9日

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において平成30年7月9日まで縦覧に供する。

平成30年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サウスモール ミーナ  
鶴岡市千石町3番地8外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社庄交コーポレーション 鶴岡市錦町2番60号  
代表取締役 國井英夫  
株式会社主婦の店鶴岡店 鶴岡市本町一丁目6番2号  
代表取締役 大川奈津子
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社主婦の店鶴岡店	鶴岡市本町一丁目6番2号	大 川 奈 津 子
株式会社東北セイムス	宮城県仙台市太白区西中田五丁目17番1号	香 田 国 仁
株式会社ワッツオースリー販売	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号	越 智 正 直

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社主婦の店鶴岡店	鶴岡市本町一丁目6番2号	大 川 奈 津 子
株式会社東北セイムス	宮城県仙台市太白区西中田五丁目17番1号	室 木 秀 人
株式会社ワッツ東日本販売	東京都北区赤羽二丁目51番3号	宮 川 政 昭
株式会社チャンピオン	酒田市四ツ興野430番地	高 橋 芳 秋

- 4 変更年月日
  - (1) 株式会社東北セイムスに係るもの 平成28年5月1日
  - (2) 株式会社ワッツ東日本販売に係るもの  
イ 名称及び住所に係るもの 平成28年9月1日  
ロ 代表者の氏名に係るもの 平成29年4月14日
  - (3) 株式会社チャンピオンに係るもの 平成29年10月22日
- 5 届出年月日  
平成30年1月15日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年7月9日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において平成30年7月9日まで縦覧に供する。

平成30年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サウスモール ミーナ  
鶴岡市千石町3番地8外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社庄交コーポレーション 鶴岡市錦町2番60号  
代表取締役 國井英夫  
株式会社主婦の店鶴岡店 鶴岡市本町一丁目6番2号  
代表取締役 大川奈津子

3 変更する事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）133平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）135平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）35.94立法メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）33.51立法メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

4 変更年月日

(1) 3の(1)に掲げる事項 平成30年3月15日

(2) 3の(2)に掲げる事項 平成30年9月15日

5 届出年月日

平成30年1月15日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年7月9日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定により、同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験を公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）が次のとおり実施する。

平成30年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 試験の日時及び場所

区 分		日 時	場 所
二 級 建 築 士 試 験	学 科 の 試 験	平成30年7月1日（日） 午前10時から午後5時10分まで	山形市片谷地515番地 東北文教大学
	設 計 製 図 の 試 験	平成30年9月9日（日） 午前11時から午後4時まで	同 上
木 造 建 築 士 試 験	学 科 の 試 験	平成30年7月22日（日） 午前10時から午後5時10分まで	山形市小白川町一丁目4番12号 山形大学
	設 計 製 図 の 試 験	平成30年10月14日（日） 午前11時から午後4時まで	山形市片谷地515番地 東北文教大学

## 2 受験申込手続

## (1) 書面による受験申込

## イ 受付場所における受験申込

次の受付期間及び場所により、原則として申込者本人が受験申込書を直接提出して申し込むこと。

受 付 期 間	場 所
平成30年4月19日（木）から同月23日（月）まで （各日とも午前10時から午後5時まで）	山形市城北町一丁目12番26号 一般社団法人山形県建築士会
平成30年4月19日（木） （午前10時から午後5時まで）	東田川郡三川町大字横山字西田48番地の8 出羽商工会三川支所

## ロ 郵送による受験申込

次のいずれかに該当する者に限り、郵送により受験を申し込むことができる。その場合は、平成30年4月2日（月）から同月16日（月）までの消印のあるものを有効とし、簡易書留郵便により東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル公益財団法人建築技術教育普及センター本部に送付すること。

(イ) 二級建築士試験を受験する場合にあつては、過去に二級建築士試験を受験したことがある者で、受験申込書に当該二級建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付することができるもの

(ロ) 木造建築士試験を受験する場合にあつては、過去に木造建築士試験を受験したことがある者で、受験申込書に当該木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付することができるもの

(ハ) 離島等のため受付場所における受験申込ができない等やむを得ない事情がある者で、受験申込書に勤務先の証明書又は住民票を添付することができるもの

## (2) インターネットによる受験申込

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り、インターネットにより受験を申し込むことができる。その場合は、平成30年4月9日（月）午前10時から同月16日（月）午後4時までの間にセンターのホームページ（<http://www.jaic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。

## 3 その他

詳細については、県土整備部建築住宅課（電話番号023(630)2643）又は一般社団法人山形県建築士会（電話番号023(643)4568）に問い合わせること。

平成30年3月9日印刷 発行所 山形県庁  
平成30年3月9日発行 発行人 山形県